

記載方法等

- 1 この明細書は、租税特別措置法第70条の6の8第14項又は第70条の6の10第15項の規定により贈与税又は相続税の免除を受ける場合における免除届出書に添付して提出してください。

なお、特例事業受贈者に係る贈与者が2以上いる場合には、その贈与者が異なるものごとに作成してください。

また、「贈与による免除」を受けるための免除届出書を提出する場合において、その贈与を受けた者が2以上いるときには、その贈与を受けた者ごとに作成してください。

2 記載方法

(1) 「1 特例（受贈）事業用資産の明細」欄

イ 「種類」欄は、宅地等、建物及び減価償却資産の別を記載し、「名称」欄は、特例（受贈）事業用資産が減価償却資産である場合に記入してください。

ロ 「面積」欄は、死亡等の日において特例事業受贈者・相続人等が有する特例（受贈）事業用資産が宅地等、建物又は果樹等である場合にその面積を記載してください。

ハ 特例事業受贈者・相続人等が、特例（受贈）事業用資産の廃棄をした場合において租税特別措置法施行令第40条の7の8第18項又は第40条の7の10第15項の届出をしているときは、その届出に係る特例（受贈）事業用資産を含めて記載してください。

なお、この場合の「所在場所」欄は、「廃棄」と記載してください。

※ 「特例事業受贈者・相続人等」とは、

1 「個人の事業用資産についての贈与税の納税猶予及び免除」（租税特別措置法第70条の6の8第1項）の適用を受けている方は、同条第2項第2号に規定する「特例事業受贈者」をいいます。

2 「個人の事業用資産についての相続税の納税猶予及び免除」（租税特別措置法第70条の6の10第1項）の適用を受けている方は、同条第2項第2号に規定する「特例事業相続人等」をいいます。

ニ 「贈与時（相続時）の価額」欄は、租税特別措置法第70条の6の8第1項の規定の適用に係る贈与税の申告書又は同法第70条の6の10第1項の規定の適用に係る相続税の申告書に記載した特例（受贈）事業用資産の価額に基づき、記載してください。

ただし、租税特別措置法第70条の6の8第18項又は第70条の6の10第19項の規定による免除の適用を受けた場合には、これらの規定による認可決定日における価額を記載してください。

ホ 「前の贈与者の氏名」欄は、特例事業受贈者への特例受贈事業用資産の贈与がその贈与者の租税特別措置法第70条の6の8第14項第3号の規定の適用に係る贈与（以下「免除対象贈与」といいます。）である場合に、その特例受贈事業用資産に係る前の贈与者（租税特別措置法施行令第40条の7の8第3項に定める者に特例受贈事業用資産の贈与をした者をいいます。以下同じです。）の氏名を記載してください。

ヘ 特例事業受贈者・相続人等が特例（受贈）事業用資産の全てにつき免除対象贈与をしたことにより贈与税又は相続税の免除を受ける場合の記載に当たっては、次の点に留意してください。

(イ) その事業用資産に特例（受贈）事業用資産以外のものが含まれる場合において免除対象贈与をしたときは、特例（受贈）事業用資産から先に贈与をしたものとみなされます。

(ロ) 特例（受贈）事業用資産のうち先に取得をしたもの（先に取得をしたものが免除対象贈与により取得をした特例受贈事業用資産である場合には、その特例受贈事業用資産のうち先に租税特別措置法第70条の6の8第1項の規定の適用を受けた他の特例事業受贈者に係るもの）から順次贈与をしたものとみなされます。

(2) 「2 特例受贈事業用資産の内訳」欄

この欄は、贈与税の納税猶予（租税特別措置法第70条の6の8第1項）の適用を受けている場合に、次により記載してください。

イ 特例事業受贈者が贈与者から贈与を受けた特例受贈事業用資産について、贈与者の免除対象贈与に係るものと、それ以外のものとに区分して記載してください。

ロ 「免除対象贈与に係るもの」欄は、前の贈与者が異なるものごとに、記載してください。

ハ 「贈与時の価額の合計額」欄は、免除対象贈与に係る前の贈与者が異なるものごと、及びそれ以外のものについて、「1 特例（受贈）事業用資産の明細」欄の「贈与時（相続時）の価額」欄の金額を、それぞれ合計し、記載してください。

- (3) 「3 「贈与による免除」の適用を受ける場合における1の特例（受贈）事業用資産の贈与に関する事項」欄は、特例事業受贈者・相続人等が免除対象贈与をしたことにより贈与税又は相続税の免除を受ける場合に、その贈与に関する事項を記載してください。